

2023（令和5）年度 大阪大学大学院高等司法研究科
一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民法）出題の趣旨

【第1問】

【設問1】

債権譲渡の第三者対抗要件に関する判例法理の知識を確認する問題である。ともに第三者対抗要件を備えている債権譲受人相互の優劣関係、および、それら譲受人と債務者の関係を尋ねている。いずれの問においても、事例問題の体裁での答案ではなく、教科書的な説明を求めている。

【設問2】

下請人が関係する請負目的物の所有権帰属についての問題である。本問の設例は、この問題を考えるうえでの基本的なものだが、(2)については同様の事案を直接扱った判例があるわけではない。そこで、関連する各種の判例法理を手掛りに、説得力のある推論を展開することができるか、が問われる。(1)は、(2)の問題を検討する前提を確認するものである。本問も、設問1と同様、事例問題の処理能力を測ることを目的とはしていない。

【第2問】

本人が無権代理人を相続した場合の法律関係を問う問題である。Aが本人、Cが無権代理人である。無権代理人が本人を相続した場合とは異なり、本人は、無権代理人を相続したことによって追認拒絶権を失わない、という点の指摘が求められる。資格融合せず、信義則によっても追認拒絶できるという点、117条1項の無権代理人の責任としての履行責任の有無について検討が必要である。判例によると、(最判昭和48年7月3日民集27巻7号751頁)、相手方が悪意・有過失でない限り履行責任を負う(117条2項1・2号)。相手方Fの過失の有無を事例から検討することが求められる。有過失と判断する場合にも、117条2項2号ただし書により無権代理人の責任が生じることを指摘する必要がある。

さらに、本事例のように甲不動産といった特定物の給付が履行の内容である場合には、特別に検討が必要である。特定物の給付の場合にも履行責任を負うか否かについて、理由づけをして検討することが求められる。たとえば、無権代理人の死亡という偶然の事情で相手方が履行を受けられるようになること、他人物売買の売主が死亡して所有者が相続した場合には履行責任を負わないとする判例(最高判昭和49年9月4日民集28巻6号1169頁)とのバランスなどから、履行責任を否定する解答があり得る。